

## 北陸税理士会会員の皆様へ

～関与先のキャッシュレス納付へのシフトへ向けたお願い～

国税局では、国税の納付方法について、金融機関や税務署窓口に行く必要のない「キャッシュレス納付」の利用拡大に取り組んでおります。

キャッシュレス納付の利用拡大をより一層推進するためには、北陸税理士会会員の皆様からの関与先に対する御指導が不可欠と考えております。

関与先の国税の納付につきまして、これまでの金融機関等窓口における納付から、「キャッシュレス納付」へとシフトが可能となりますよう、積極的に働きかけていただくとともに以下の御指導をお願いいたします。

### ● e-Taxの受信通知からの納付手続の指導

法人税の申告書提出につきましては、皆様のおかげで約97%が電子申告をいただいております。

税理士の皆様からe-Taxにより申告書をご提出いただいた後、関与先に対して、メッセージボックスに格納された受信通知から納付手続を行うようご指導をお願いいたします。

また、給与や税理士報酬等に係る源泉所得税の徴収高計算書につきましても、e-Taxにより徴収高計算書をご提出いただいた後、メッセージボックスに格納された受信通知から納付手続を行うようご指導をお願いいたします。

### ● 関与先への利用者識別番号と暗証番号の提供について

キャッシュレス納付の利用には、関与先において利用者識別番号と暗証番号が必要となります。

利用者識別番号と暗証番号を税理士の皆様が管理されている場合には、仮の暗証番号に変更していただいた上で、利用者識別番号と仮の暗証番号を関与先にお伝えいただき、関与先で受信通知が確認できるようお取り計らい願います。

なお、関与先で変更した暗証番号については適切に管理するよう併せてご指導をお願いいたします。

※ 国税のキャッシュレス納付に加え、地方税(特別徴収分)の納付につきましても、eLTAXをご利用いただくことで関与先の利便性が向上し、更なる業務効率化を図ることができますので併せてご指導をお願いいたします。